

―目次―

①度重なる災害への対応・対策

- 1 地震・豪雨・台風などの自然災害による被害からの早期復旧や防災・減災対策の強化 … 1

②いのちとくらしを守り，安心と豊かさを実感できる社会を実現するために

- 2 子ども・子育て支援と教育の充実 … 5
- 3 違法「民泊」の根絶や，宿泊施設の適正な運営及び宿泊観光と市民生活との調和の確保 … 9
- 4 有害鳥獣対策に係る支援制度の充実等 … 11

③日本全体の地方創生の推進に，京都が積極的な役割を果たすために

- 5 文化の力による全国の地方創生，文化芸術の振興に向けた文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進 … 13
- 6 日本を元気にする文化芸術・スポーツ立国の実現 … 15
- 7 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全及び継承を推進するための税制上の支援等 … 17
- 8 国立京都国際会館における多目的ホールの，5，000人規模への拡張整備の早期実現 … 19
- 9 京都・近畿の活力あるまちづくりのための，交通利便性の高い市街地に所在する国有地の活用の検討 … 21
- 10 地方の持続的な成長を促進し，将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」（拡充型）の本市全域への優遇対象拡大 … 23

④安心安全なまちづくりと国土の調和ある発展のために

- 1.1 安心安全なまちづくりのための社会資本整備 … 25
- 1.2 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 … 29
- 1.3 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の大阪までの一日も早い整備と，関西国際空港への延伸の実現 … 31
- 1.4 リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業，関西国際空港への延伸及び「京都駅ルート」の実現 … 33

⑤大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

- 1.5 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など，大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等 … 35

【今夏の度重なる自然災害による被害からの早期復旧・復興に向けて】

今夏、日本各地で大規模な自然災害が相次ぎ発生し、京都市においても、大阪北部地震、7月豪雨、台風21号など度重なる自然災害に見舞われ、住宅はもとより、道路、社会福祉施設、教育施設、スポーツ施設、文化財、農作物、森林などに甚大な被害を受けました。本市では、地域団体や関係機関との連携と協働により、被災者の生活再建や被害の復旧に向けて全力で取り組んできております。

国におかれては、今般の一連の自然災害による被害からの復旧・復興に向け、速やかに補正予算の編成に取り組み、また、集中豪雨や台風の多発、被害の甚大化など、近年の急激な気象変化を踏まえ、「防災・減災・国土強靱化のための緊急対策を3年集中で講じる」とされております。

大変心強く存じるとともに、被害からの早期復旧・復興、市民の安心・安全の確保に向けた本市の取組に対しましても、特段の御支援をお願い申し上げます。

【国や全国の自治体と力を合わせ、文化で地方、日本を元気にし、活力ある未来を創造】

本市では、あらゆる政策の最上位の理念として、40年前に「世界文化自由都市」を宣言して以来、文化を基軸とした都市経営を推進してまいりました。また、平成15年からは、歴史都市、文化都市 京都の景観、伝統、文化を守り、育てるとともに、新たな時代を見据えて創造し、活力ある日本の未来につなげる「国家戦略としての京都創生」を、国の御理解と協力・連携を求めながら、推進してきております。

今後も、こうした取組の成果等を生かしながら、文化庁とも連携し、京都はもとより、日本の最大の強みである「文化」を基軸にあらゆる政策分野を融合し、文化による日本の地方創生を力強く前進させていくため、京都ならではの役割をしっかりと果たしてまいります。

同時に、本市が全国モデルを示す気概を持って、我が国最大の危機ともいふべき人口減少をはじめとするあらゆる危機を克服する「レジリエント・シティ」の実現、国連で採択され、国におかれても日本の未来を創る国家戦略の主軸に据えておられる、持続可能な社会を迫及するSDGsの推進に取り組んでおります。

これらの取組には、本書に掲げる事項をはじめ、幅広い国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望いたします。

【双京構想の実現を願って】

京都は、東京以外に全国で唯一御所を有し、千年の間、天皇がお住まいになり、宮中文化が生まれ、皇位継承の舞台となり、皇室とともに日本の歴史・文化を紡いできた地であります。私どもは、今後とも、皇室ゆかりの地として、皇室とともに育まれてきた宮廷文化をはじめ、日本の伝統や文化を守り育て、後世に伝えていくという役割を果たしていくことができれば、大変光栄であると考えています。

このため、日本の大切な皇室の弥栄のために、京都にも皇室の方にお住まいいただき、東京と京都が、わが国の都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」の理念を掲げ、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運の醸成に取り組んでまいりました。

さらに、日本の伝統的な文化の継承と将来的な発展のため、皇室ゆかりの京都御所、桂離宮、修学院離宮、元離宮二条城などを舞台にして、園遊会やお茶会の開催とともに、平安以来の古式による五節句など宮中行事の復活等が実現できれば、日本全体にとっても大変有意義なことであると存じます。

また、今上陛下の御即位、御即位十年及び御即位二十年の際には、京都御所で開催されたお茶会におきまして、近畿地方の各界の代表等一同で奉祝させていただくとともに、日々、国民の安寧と幸せに御心をお寄せくださる天皇皇后両陛下のお姿に接し、皆深く感動いたしました。

来年に御代替わりを控え、長きに渡る御在位の間、我が国と世界の平和を祈り、国民と共に歩みを進めてこられた両陛下に対する心からの深い敬意と感謝の意を表したいと存じます。そして、これまでの日本の歴史と皇室と京都との関わりを踏まえ、皇太子殿下の御即位に伴う御大礼に関する儀式、行事につきましても、京都も何らかの形でお役に立ちたいと念願しております。

引き続き京都府、商工会議所、文化団体等と共に、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら取組を重ねてまいりますので、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

京都市長 門川 大作

1 地震・豪雨・台風などの自然災害による被害からの 早期復旧や防災・減災対策の強化

京都市においては、今夏、地震、豪雨、台風に相次いで襲われ、住宅の浸水、損壊のほか、農業用施設、文化財、道路、社会福祉施設、教育施設、スポーツ施設の破損等、市内各所で甚大な被害が発生し、現在も復旧等に向けて、鋭意取り組んでいるところです。

被害からの復旧と今後想定される自然災害に備え、特に重点的な支援が必要な事項について次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 農林業被害の復旧や、所有者による対応が見込めない私有林等における災害対応に対する支援制度の拡充等
- (2) 文化財等被害の復旧に対する支援制度の拡充
- (3) 暴風に伴う倒木の処理等、災害復旧に対する支援制度の拡充
- (4) 学校施設等の公共施設や、保育所等の民間社会福祉施設におけるブロック塀の改修等に対する支援制度の拡充等
- (5) 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進
- (6) 被災者生活再建支援法の適用基準の見直し等
 - ・ 同一自然災害における全被災区域での法適用
 - ・ 支援対象被害区分の拡大～全壊・大規模半壊に加えて、半壊・一部損壊まで対象拡大～

(内閣府，総務省，文部科学省，文化庁，厚生労働省，農林水産省，林野庁，国土交通省)

農林業被害の復旧等に対する支援制度の拡充等

台風や局地的豪雨等の自然災害が頻発し、農林業においては、パイプハウスの損壊や、人工林での計230haにも及ぶ極めて大規模な倒木など、これまでに1,200件を超える深刻な被害が発生。

被災された農林家の負担軽減を図り、また、市民の安心・安全を確保する森林の整備・保全等を着実に推進するため、本市では独自の支援策等を講じているところであるが、被害からの早期復旧等のためには、国による更なる支援が必要。

【参考：国の主な補助】

○農地・農業用施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業

<対象条件(抄)>

1箇所当たりの事業費が40万円以上。農業用施設の対象は、ため池、水路、農道等。

※営農施設(パイプハウス等)は対象外だが、台風21号等に係る被害については、「被災農業者向け経営体育成支援事業」により別途支援

<補助率>

農地50%、農業用施設65%、林道：奥地65%・その他50%

※全て基本補助率。事業費に応じて、更に高率の補助が適用

○環境林整備事業(被害森林整備)

所有者による対応が見込めない私有林において、市町村等が所有者との協定に基づき行う整備を支援

<対象条件(抄)>

1施行地の面積が0.1ha以上。

<補助率>

30%



台風21号の影響により、今も復旧の目途が立たない深刻な倒木被害の状況

要望

- ① 農林業被害の復旧に係る補助対象の拡充及び十分な予算措置
- ② 私有林において、所有者による対応が見込めず、市町村等が行わざるを得ない被害の拡大防止措置に係る支援制度の拡充
- ③ 風倒木処理の更なる安全かつ効果的・効率的な手法の研究等

文化財等被害の復旧に対する支援制度の拡充

台風21号により、市内の国指定文化財や、景観上重要な歴史的資産である景観重要建造物等において、屋根等の破損や倒木など170件を超える多くの被害が発生。

東京2020オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西等の国際的スポーツイベントの開催により、世界各国から多くのインバウンドが見込まれる中、文化財等を通して日本の歴史や文化をはじめとする魅力を世界に発信するため、そして、何より新・文化庁の移転先である京都として、文化財等被害の早期復旧が不可欠である。本市では、重要文化財の復旧はもとより、市指定文化財等についても、敷地内の倒木処理等の安全対策も含め被害の早期復旧に努めているところであるが、それには、文化庁をはじめ国による更なる支援が必要。

【参考：国の主な補助】

○重要文化財修理補助

補助率50%(災害復旧20%加算)

○景観重要建造物修理補助(街なみ環境整備事業)

補助率1/3~1/2(災害復旧加算なし)

など

※市指定・登録文化財等への災害復旧に対する補助制度はない。

要望

- ① 国指定文化財、景観重要建造物等の災害復旧工事に係る補助率の拡大
- ② 災害復旧工事に関して、市の指定・登録文化財及びこれらに準ずる価値のある建物の修理等に対する補助制度の創設



元離宮二条城の飾り金具脱落被害

倒木処理等の災害復旧に対する支援制度の拡充

- 相次ぐ自然災害により、公共施設にも多くの被害が生じ、特に台風21号では、暴風に伴う倒木により、市民生活に甚大な影響を与える道路の通行止めや、数万件に及ぶ大規模な停電が発生したところであるが、**倒木処理は全て市の単独事業**として実施している。また、**道路・河川・公園等に係る小規模(120万円未満)な災害復旧や街路樹等の一部の道路付属物の撤去・復旧、公共施設の修繕等に要する経費については、国庫負担の対象外**となっている。 ※ 市単費事業だけでも、18億円以上を要する見込み
- さらに、公立学校施設の災害復旧事業に係る補助についても、例えば、100校を超える小中学校等で発生した倒木の処理(1校当たり50万円程度を要する見込み)は対象とならないなど、適用条件が厳しい。

要望

倒木処理をはじめ、道路・河川・公園や学校施設等の災害復旧や応急対策について、**災害復旧事業に係る補助対象の拡大や補助対象額の引き下げ、社会資本整備総合交付金等の対象拡大など、支援制度の拡充が必要!**

道路への倒木の状況



街路樹の被害の状況



ブロック塀の改修等に対する支援制度の拡充等

現状・課題

- 本年6月18日の大阪府北部を震源とする地震を機に、ブロック塀の安全性の確保が社会問題化する中、本市では、7月速やかに、通学路等に面するブロック塀の除却に対する助成制度と点検に係る専門家派遣制度を創設した。
- さらに、9月には、補正予算を編成し、保育所や児童養護施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設等の民間社会福祉施設によるブロック塀の撤去やフェンス等の設置に係る新たな補助制度を創設したほか、学校や公園等の本市が所管する1,014箇所ブロック塀の総点検の結果を踏まえ、とりわけ危険性が高いブロック塀313箇所について、緊急に対応している。
- これらの取組には約25億円を要するうえ、今後の残る危険性のあるブロック塀の対策にも多額の経費を要する見込み。

要望

- ① 学校施設、公園等の公共施設や、保育所等の民間社会福祉施設におけるブロック塀の改修等に対する**十分な財政支援**
- ② 安全対策の先行実施自治体に対する**財政支援の遡及適用等**
～財政支援に当たっては、発災後、直ちに安全対策を講じた自治体が不利益を被らないよう、国庫補助事業の採択前に緊急的に着手した工事や調査費用等についても補助対象とするとともに、常時、補助金の協議・受付を行うなどの柔軟な対応や、緊急防災・減災事業債の対象拡充などの地方債措置の充実が必要～

局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進

○ 都市基盤河川整備・下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する交付金の増額

近年多発する大雨や局地的な集中豪雨に対応するため、**都市基盤河川の改修や市街地における浸水対策施設整備をこれまで以上に推進する必要がある。**

要望

都市基盤河川の改修や雨水幹線等の浸水対策施設の整備といった浸水対策をスピードアップするため、**交付金の増額が必要不可欠！**



浸水被害の状況



整備中の雨水幹線

○ 排水機場の長寿命化対策や、準用河川・普通河川の改修に対する補助要件の緩和

- ① 京都市は13箇所の内水排除の排水機場を管理しているが、その多くは建設から30年以上が経過し、建築物及び機器共に老朽化が激しく、その対策が喫緊の課題。しかし、**国の補助制度は一級・二級河川に係る排水機場のみが対象**となっている。
- ② 市民に身近な河川である市管理の準用河川や普通河川の治水安全度を向上させる必要があるが、**準用河川の改修事業は、4億円未満の事業は補助の対象外であり、また、普通河川改修は対象外**となっている。

要望

- ① 準用河川等の排水機場についても、**一級・二級河川に排水する大規模な排水機場を対象に加える補助要件の緩和が必要！**
- ② 準用河川・普通河川の改修事業に対する、**補助要件の緩和が必要！**

種別	細別	管理者	河川数	延長(m)
一級河川 (河川法適用)	直轄河川	国土交通大臣	5	42,179
	指定区間 (都市基盤河川改修対象区間)	京都府知事 (工事・維持の代行: 京都市長)	53 (19)	318,270 (30,075)
準用河川 (河川法適用)		京都市長	31	49,993
普通河川 (河川法適用を受けないもの)		京都市長	291	438,512
京都市管理分 合計			341	518,580
合計			380	848,954

○ 桂川における治水対策の確実な進捗と景観等に配慮した対策の実施

桂川では、平成25年18号台風を受けた緊急治水対策として、河道掘削や井堰の撤去等を速やかに実施いただいた結果、一定の水位低減効果が見られているが、更なる治水対策を推進する必要がある。

要望

引き続き、桂川における治水対策を確実に進めるとともに、とりわけ、史跡・名勝である嵐山地区では景観等に最大限配慮し、安全と文化財保全を両立した治水対策を速やかに実施することが必要

2 子ども・子育て支援と教育の充実

幼児教育・保育の無償化や保育の質の向上，医療的ケア児への支援など，子ども・子育て支援と学校・幼稚園の教育活動を一層充実させるため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 国の責任による幼児教育・保育の無償化の円滑な推進
- (2) 質の高い保育と担い手確保のために，京都市独自に改善している職員配置基準及び職員処遇を踏まえた十分な財政支援
- (3) 医療的ケア児への支援の充実
- (4) 貧困家庭の子ども達への支援のための恒久的かつ十分な財政支援
- (5) 児童虐待防止対策の強化
- (6) 学校における教員の働き方改革に向けた，人員配置の促進に対する財政措置
 - ・ 教員が子どもと向き合う時間を確保するための教職員定数の改善
 - ・ スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員等の配置促進に向けた財政支援
- (7) 学校施設におけるエアコンの老朽化に対応するための，機器更新等に向けた財政支援

(内閣府，文部科学省，厚生労働省)

幼児教育・保育の無償化の円滑な推進

現状・課題

保育所の新設・増改築などにより、児童受入枠を拡大し、国定義での**5年連続待機児童ゼロ**を達成

<無償化の実施に伴い想定される課題>

- 利用申込みの増加に伴い、待機児童が発生するおそれ
- 現在の国と地方の負担割合が維持された場合、地方の財政負担が増大
- 保育利用が長時間化することで、保育現場が疲弊し、子どもの育ちにも悪影響となるおそれ

本市では、保育料を利用時間に応じ細分化（8～11時間の間で7段階）して設定することで、真に必要な時間の利用を促進

- 指導監督基準を満たさない認可外保育施設等についても、5年間は無償化の対象とされているが、その間、保育の質を確保するための基準を満たしていないことに伴う事故の発生のおそれが高まる

要望

- 幼児教育・保育の無償化に必要な財源については、国の責任において全額国費で確保
- 利用申込みの増加や保育利用の長時間化など、保育現場の懸念にきめ細かく対応した制度設計
- 認可外保育施設等については、子どもたちの安全が確保されることが第一であり、「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に当然限定
- 自治体における十分な準備期間を確保するため、制度詳細の早急な開示

保育所等の運営に係る独自の充実策への支援

質の高い保育及び保育の担い手確保のため、独自の保育士配置基準による手厚い配置や職員処遇の改善

← 総運営費 502 億円 →

国基準による運営費 442 億円 (88.0%)			職員の処遇改善など、京都市独自の充実分 60 億円 (12.0%)
運営費 国・府負担額 232 億円 (46.2%)	国基準保育料 118 億円 (23.5%)	運営費 市法定負担額 92 億円 (18.3%)	
	保護者負担 81 億円 (16.1%)	市軽減分 37 億円 (7.4%)	

← 保護者負担 16.1% → ← 市負担 (189 億円) 37.7% →

(保育所における配置基準)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
国	3:1	6:1		20:1※1	30:1	
市	3:1	5:1※2	6:1	15:1	20:1	25:1

※1 3歳児配置改善加算あり(15:1)

※2 1歳6箇月未満児に係る加配あり(4:1)

国基準を上回る保育士配置基準や職員処遇の改善等により保育環境の充実が実現

(保育士の処遇改善)

厳しい財政状況の中、市独自で約 48 億円の公費を投入し、全国平均の 1.4 倍の給与水準を実現

要望

- 質の高い保育を提供するためには、児童年齢に応じた適切な保育所職員配置基準の設定が必要
- 保育の担い手確保のためには、給与水準の底上げなど、国による更なる処遇改善の実施が必要

医療的ケア児への支援の充実

現状・課題

<障害児通所施設>

- 医療的ケア児の受入れに必要な看護師等の配置が、障害児通所施設の設置基準上は必須とされていない。
- また、「看護職員加配加算」には、①看護師等の配置だけでなく、②基準を満たす医療的ケア児の受入れ実績が条件となっている。

<保育所等>

- 「医療的ケア児保育支援モデル事業」は、子ども・子育て支援新制度に基づく財政負担割合（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）と比べ、指定都市に過大な負担（国1/2、指定都市1/2）を求める事業となっている。
- また、本市では、医療的ケア児を受け入れる民間保育所等に対して、看護師の配置に必要な費用を補助しているが、多くが市の単独予算（30年度33,000千円）となっている。

医療的ケア児保育支援モデル事業

1自治体当たりの補助単価：7,300千円

- 訪問看護サービスを自宅で利用する場合は医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されないため、保護者の負担増に繋がる。

要望

- ニーズに応じた障害児通所施設、保育所等への看護師配置に係る財政支援の拡充が必要
- 保育利用における指定都市への財政負担及び利用者負担の改善が必要

貧困家庭の子ども等への支援のための取組

現状・課題

<本市の取組>

- 133の施策を掲げた「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定
- 子どもの居場所づくり支援の取組が、より多くの地域で継続的に行われていくよう、
 - ・ 開設に係る初期費用の一部を補助する制度の創設
 - ・ 事業の立上げや運営に関する相談支援・現地派遣を行うアドバイザー事業の実施
 - ・ 運営のノウハウや注意点、事例集等を盛り込んだ冊子の発行など、きめ細かな支援を実施

さらに取組を進めていくためには・・・

国において、子どものライフステージに応じた支援制度、施策等をしっかりと進めるとともに、地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進が必要

要望

貧困対策を着実に推進していくためには、全国的に拡大しつつある子どもの居場所づくりの取組など、**各自治体の取組に対する恒久的かつ十分な財政措置が必要**

児童虐待防止対策の強化

現状・課題

<本市の取組>

- 子どもの安全確保を最優先に、迅速かつ的確に対応するため、児童相談所において、職員の専門性を高めるとともに、児童福祉司の配置増等、体制を強化
- 子育て世帯を広く支援し、虐待を未然に防止するため、区役所・支所において、生後4箇月までの乳児のいる全ての世帯への訪問指導や乳幼児健診等を行い、身近な地域における切れ目のない支援を実施

さらに取組を強化するためには・・・

- 虐待通告が増え続けている状況を踏まえ、児童相談所の体制の更なる強化が必要
- 地域と連携し、子育て家庭に寄り添える区役所・支所の強みを最大限に生かして子どもと子育て家庭を支援するために、区役所・支所の取組や支援体制の強化が必要

要望

児童虐待から全ての子どもを守っていき、子育て家庭を地域ぐるみで見守り、支えていくためには、**各自治体での体制強化に十分な財政支援（地方交付税措置ではなく、実質的な補助）が必要**

教員の働き方改革に向けた、人員配置の促進に対する財政措置

本市学校現場の状況

- 文部科学省が行った勤務実態調査の結果同様、本市独自の調査でも、小学校で約3割、中学校で約6割の教員が月80時間超の時間外勤務を行っており、極めて多忙な状況が見られた。
- このため、勤務時間の大半を占める授業や授業準備、部活動（中学校）等における教員の負担を軽減する必要がある。

本市独自の取組

- 教員の配置においては、本市独自予算による小学校2年生での35人学級・中学校3年生での30人学級の実施をはじめ、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の配置、小学校専科教育の非常勤講師の配置拡大など先進的な取組を進めてきた。
- また、「学校・幼稚園における働き方改革の推進事業」を新たに実施し、働き方改革をより一層推進している。

課題

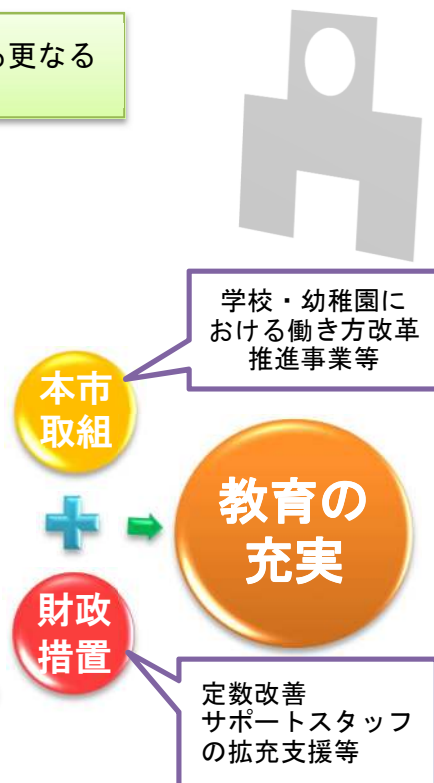
本市独自の取組だけでは限界があり、取組の推進には国による更なる支援が必要

要望

- 教員の一人当たりの授業時数や児童生徒数を減らすための、小・中学校の学級編制の標準の改定も含めた**教職員定数の抜本的な改善**
- 教員が本来の仕事に専念できるよう、**スクール・サポート・スタッフを全学校園に1人以上（約300名）、部活動指導員を中・高等学校に各校1～3人以上（約200名）に配置拡大**
- 教員の持ち授業数軽減とそれに伴う授業準備の充実のため、**小学校専科指導教員の配置拡充**

効果

- 教員が子どもと十分に向き合い授業改善等に取り組むことで、質の高い教育を実践
- 教員が心身共に健康でいきいきと働くことができる環境整備



エアコン更新等に係る財政支援

本市学校の空調設置状況

- 本市では他都市に先行して教育環境の整備を強く進めており、平成18年には政令市で初めて市立小・中学校の全普通教室の冷房化を実現し、29年には全校種で完了している（全国平均は55.1%）。
- また、音楽室・図書室・コンピュータ室の冷房化を完了するなど、特別教室についても冷房化を推進している。

課題

- 空調設備の設置から20年以上が経過し、老朽化が進行していることから、今後、計画的な更新に向けた莫大な費用が必要になるほか、昨今の猛暑を受け、熱中症予防対策として未設置の特別教室への設置を進める必要がある。
- 「学校施設環境改善交付金」は、補助率が1/3かつ下限額が400万円であり、自治体の負担が大きい。
- 補正予算も含め採択時期が明示されおらず、教育活動への影響を避けるため、止むを得ず補助採択前に全額自治体負担で工事契約せざるを得ない場合がある。

要望

- 空調設備の更新や、特別教室への新設のための十分な財政支援
- 補助率の引上げなど補助制度の拡充
- 補助採択以前の工事契約についても交付対象とする補助制度の柔軟な運用

3 違法「民泊」の根絶や，宿泊施設の適正な運営及び 宿泊観光と市民生活との調和の確保

本市では，地域住民と観光客の安全安心及び宿泊観光と市民生活との調和の確保を図るため，職員体制を抜本的に強化（41名の専任職員，その他兼任職員も多数）するなど，違法「民泊」の根絶や，宿泊施設の適正な運営の確保等に徹底して取り組んでいます。

他方で，住宅宿泊事業法の施行後，約半年を経過した今でも，「民泊」仲介サイトに違法施設が掲載されており，法治国家として由々しき状況です。

については，市民・観光客等全ての方にとって良質な宿泊環境を確保するため，本市取組への支援に加え，国による取組の徹底等について，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 住宅宿泊仲介業者や住宅宿泊管理業者への指導・監督の徹底
- (2) 法の施行状況を踏まえた，課題の検討，制度の見直し
- (3) 違法「民泊」の根絶や，宿泊施設の適正な運営及び宿泊観光と市民生活との調和の確保のために新たに生じる財政負担への支援

（厚生労働省，観光庁）

現状・課題

1 急増する宿泊施設に係る本市の取組

旅館業法における簡易宿所（一部）や住宅宿泊事業法に基づく届出のあった宿泊施設であるいわゆる「民泊」をはじめ、急増する宿泊施設に関し、本市では、平成29年度から「民泊」対策の専門チームを設置し、平成30年4月1日からは41名の専任職員を配置するなどの体制強化により、違法な「民泊」の根絶や、宿泊施設の適正な運営の確保の取組を充実し、安全安心及び市民生活との調和の実現に向け取り組んでいる。

とりわけ、違法「民泊」の根絶に向けては、平成28年に全国に先駆けて開設した「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた通報をもとに、平成28年4月から平成30年9月末日までに、**無許可営業疑いの2,296施設**に対し、**6,900回を超える現地調査を実施し、1,900施設を営業中止又は営業実態の解消**に至らしめた。さらに、京都市「民泊」対策等連絡協議会を設置し、京都府警察と宿泊施設に関する情報共有など連携を図る中で、実際に検挙する事例も出てきており、違法「民泊」の根絶に今後とも強力に取り組んでいく。

<照合結果>

(単位：件)

【適法】 許可・届出施設	【要精査】 住所等再確認が必要	【違法】 無許可・無届出施設	合計
2,685	1,714	330	4,729

「民泊」対策事業（30年度：1.5億円）

- ・「民泊通報・相談窓口」の体制強化
- ・違法な「民泊」施設の適正化指導の強化
- ・「民泊」仲介ウェブサイトの監視強化
- ・旅館業法の許可施設に対する監視指導の推進
- ・住宅宿泊事業法に基づく届出受付等体制の構築 など

2 更なる取組の強化に向けて

(1) 住宅宿泊仲介業者に対する指導・監督の徹底

観光庁から海外の主要な「民泊」仲介サイトが掲載している4,729件の施設について適合性の照合依頼があり、本市が把握している情報との突合の結果、**違法と判断した施設は330件**であった。観光庁は、全国からの照合結果を基に住宅宿泊仲介業者に対し、違法施設の削除等の指導をされているが、本来は**住宅宿泊仲介業者自らが実効性のある手法により適法性を確認したうえで、違法「民泊」の掲載を中止すべき**である。

(2) 地域の実情を踏まえた「民泊」の適正な運営を確保するための法制度の見直し

本市では、平成30年3月に、市内の「民泊」の現状を踏まえ、法的な限界にも挑戦しながら、適正な運営の確保を図るための条例をはじめとする**本市独自ルールを制定・運用**しているが、住宅宿泊事業法においては、条例委任されているのは生活環境の悪化防止を目的とした事業の実施地域と期間の制限に限られていることから、**地域の実情を踏まえ、柔軟に運用できるよう制度の見直し**が求められる。

要望

1 住宅宿泊仲介業者や住宅宿泊管理者への指導・監督の徹底

(1) 容易に違法「民泊」が営業できる環境の一掃のため、**無許可仲介サイトの取締りを徹底するとともに、仲介サイトへの無許可・無届施設の掲載削除、施設の所在地や旅館業法及び住宅宿泊事業法上の許可番号・届出番号の確認・掲載を義務付けること。**

(2) 自治体に負担を転嫁することのないよう、**民泊制度コールセンターの24時間対応化**など、騒音に係る周辺住民の苦情の際など即応が必要なものに対して、住宅宿泊管理者等の迅速・的確な対応を促す体制を早急に整備すること。

2 法の施行状況を踏まえた、課題の検討、制度の見直し

「民泊」を悪用した犯罪が立て続けに発生するなど、「民泊」に対する地域住民の不安は高まっている。住宅宿泊事業法施行後も地域の実情を踏まえ、「民泊」の適正な運営を確保するため、例えば、**更新制の許可制度の導入など法規制の見直しを進めること。**

3 違法「民泊」の根絶や、宿泊施設の適正な運営及び宿泊観光と市民生活との調和の確保のために新たに生じる財政負担への支援

宿泊施設の適正な運営の確保を図るための、法に基づく許可申請・届出受付等の体制や、自治体が十分な指導監督機能を発揮するための体制の構築等の措置に対する財政支援を速やかに実施すること。

4 有害鳥獣対策に係る支援制度の充実等

農林業や生態系，市民生活や観光客等の安心・安全を脅かす有害鳥獣の抜本的対策を行うため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

鳥獣被害対策に係る予算の確保・拡充

- (1) 侵入防止柵の設置や，I C Tを活用した遠隔監視システムの導入等，有害鳥獣の被害防止に係る取組を支援する「鳥獣被害防止総合支援事業」の十分な予算の確保
- (2) 有害鳥獣の捕獲頭数に応じて活動経費を支援する「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」において，幼獣の交付金額を成獣並みに拡充

野生鳥獣の新たな生息管理手法の確立等

- (3) 科学的根拠に基づいた効果的な対策を実施するため，野生鳥獣の個体数を把握するための新たな手法や，十分に解明されていないイノシシの生息動態を把握するための調査方法の確立
- (4) 市民生活や文化財等に被害を及ぼすアライグマ，ハクビシン等の外来生物の防除の更なる強化

(農林水産省，環境省)

鳥獣被害対策に係る予算の確保・拡充

現状

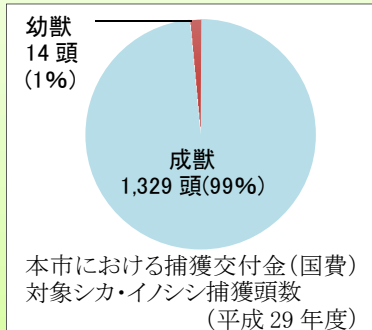
本市ではこれまでから、シカ、イノシシなどの鳥獣被害対策に鋭意取り組んできているものの、個体数の増加等により、最近では、農林業被害だけでなく、市街地への出没が相次ぎ、市民生活や観光客等の安心・安全に関わる重大な事態も生じている。被害の防止に向けた、鳥獣捕獲に関する喫緊かつ抜本的な対策強化が必要！

課題

○ 鳥獣捕獲従事者の多くは、見回りによる確認が必要な罾で捕獲を行っており、負担が大きく、**効率的な捕獲活動ができていない。**

○ 鳥獣捕獲に係る交付金は、成獣と比較して幼獣が低額となっており、将来的な個体数減少に有効な幼獣の捕獲はわずかしかできていない。

本市では独自に奨励金を拡充してきているところであるが、全国的に、幼獣の捕獲を強化する必要がある。



要望

① 「鳥獣被害防止総合支援事業」において、侵入防止柵の設置予算の充実はもとより、ICTを活用した遠隔監視システムの導入等、**効率的な捕獲を行うための十分な予算を確保！**

② 「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」において、**幼獣捕獲に係る交付金を成獣並みに拡充！**

鳥獣		交付金	鳥獣		交付金
シカ	成獣	7,000円	シカ	成獣	7,000円
	幼獣	<u>1,000円</u>		幼獣	<u>7,000円</u>
イノシシ	成獣	7,000円	イノシシ	成獣	7,000円
	幼獣	<u>1,000円</u>		幼獣	<u>7,000円</u>

野生鳥獣の新たな生息管理手法の確立

現状

効果的な鳥獣対策を行うためには、科学的な根拠に基づいた、管理計画の策定や捕獲活動の実施が不可欠！

課題

○ 現状の個体数調査は都道府県ごとに行った推定となっており、**個体数の的確な把握ができていない。**

○ 特に、イノシシについては、**生息動態が十分に解明できておらず、個体数の推移予測が困難である。**

国の掲げる目標『シカ、イノシシの生息数を平成35年度までに半減(23年度比)』も推進！

要望

「特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドライン」を定めている国が率先して、

① **野生鳥獣の個体数をよりの確に把握するための新たな手法を確立！**

② **個体数の推移予測を可能とするための、イノシシの生息動態を十分に解明！**

5 文化の力による全国の地方創生，文化芸術の振興に向けた文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進

文化庁の全面的な京都移転を契機に，文化の力による全国の地方創生，文化芸術振興を推進し，新たな日本の未来を切り拓くため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 「新・文化庁」の下で文化を基軸とした国づくりを進めるための，文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充
- (2) 新たな文化行政を推進し，文化庁の京都移転に対する国民的理解を醸成するための，文化庁地域文化創生本部の取組の拡充と発信力の強化
- (3) 文化関係独立行政法人（国立文化財機構，国立美術館，日本芸術文化振興会）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速

（内閣官房，文化庁）

(1) 文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充

(2) 文化庁地域文化創生本部の取組の拡充と発信力の強化

文化立国の実現に向けた文化政策の更なる推進

平成31年度概算要求 1,331 億円 (対前年度比 123.5%)
 うち、地域文化創生本部関連 55 億円 (対前年度当初比 126%)
 ※生活文化の振興等の推進について新規要求

諸外国との文化予算の比較 (2017年度)

日本：1,043 億円 (国家予算の0.11%)
 フランス：4,851 億円 (国家予算の0.88%)
 韓国：2,821 億円 (国家予算の1.05%)

(出典)2017年度文化庁委託事業「諸外国の文化政策等の比較調査研究事業報告書」

○文化芸術基本法 (平成29年6月施行)

・文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。生活文化に食文化が追加

○文化庁組織の抜本的改編 (平成30年10月)

・縦割りを超えた開放的・機動的な文化芸術政策集団を形成

文化庁の京都への全面的移転の確実な実行

平成28年3月 「政府関係機関移転基本方針」の決定

文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転することが決定

平成28年4月～「文化庁移転協議会」(計5回)による取りまとめ

- ・本庁の京都に長官、次長を置き、規模は文化庁職員の7割
- ・場所は現京都府警察本部本館及び新行政棟の一部
- ・遅くとも2021年度中の移転を目指す

○京都における文化庁の受入環境の整備

- ・先行移転の地域文化創生本部への協力
- ・本格移転先庁舎の設計に着手済
 →本市も京都府とともに対等に責任を果たす
- ・地元経済界からの支援を含め、継続的な連携・協力

要 望

文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興を始め、文化を基軸とした国づくりを進めるため、

- ① 文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充！
- ② 地域文化創生本部が実施する事業の拡充及び文化庁移転に関する取組の発信力の強化！

(3) 文化関係独立行政法人 (国立文化財機構, 国立美術館, 日本芸術文化振興会) の 広報発信・相談機能の京都設置の検討の加速

「文化財活用センター」(国立文化財機構が東京国立博物館内に平成30年7月設置)

事業：文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進
 文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信・保存等に関する相談・助言・支援 など

要 望

- ① 文化財活用センターの京都移転の検討及び文化財デジタル資源の活用・産業化推進
- ② 京都への設置効果を検証するための先行的事業の実施

6 日本を元気にする文化芸術・スポーツ立国の実現

日本の文化力の更なる向上と世界への発信，健康長寿・生涯スポーツ社会の実現やスポーツツーリズムによる地域活性化の促進等を図るため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 日本人の美意識・価値観を国内外にアピールする「日本博2020(仮称)」の京都での展開及び京都をはじめとする各地域との連携
- (2) 「ワールドマスタースゲームズ2021関西」の国家的プロジェクトとしての位置付け及び財政支援
- (3) 大阪・関西における2025年国際博覧会の開催・成功に向けた活動の強化
- (4) 「京都文化力プロジェクト2016-2020」等の，文化芸術の国内外への発信や，文化芸術振興と経済成長の好循環の確立(文化と経済の融合)のための取組への連携・支援の強化
- (5) 日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の「MANGA ナショナル・センター(仮称)」としての位置付け

(内閣官房，総務省，スポーツ庁，文化庁，経済産業省)

○「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の国家的プロジェクトとしての位置付け等

2019 ラグビーワールドカップ

2020 東京オリンピック・パラリンピック

2021 ワールドマスターズゲームズ2021関西

日本博(仮称)

OSAKA-KANSAI/JAPAN EXPO2025

- 2021年5月、京都市内での開会式を皮切りに関西一円を舞台として開催。
- 概ね30歳以上であれば誰でも参加でき、国内外から5万人の参加者を見込む、アジア初開催となる世界最大級の生涯スポーツの祭典。
- その成果は日本国内に止まらず、その成功はスポーツ立国、文化芸術立国、観光立国を目指す我が国にとって大きな意義。
- 2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催と併せて、スポーツムーブメントの具現化や生涯スポーツ社会の実現に向け絶好の機会。
- ◇ 開催期間：2021年5月14日～30日 17日間 ◇ 競技数：35競技59種目
- ◇ 京都市開催：開会式、陸上（トラック&フィールド）、バドミントン、スカッシュ、空手道

要望

- ① 大会の成功に向けて、**国家的プロジェクトへの位置付け**を！
- ② ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックとの**一体的な広報活動など、機運醸成に向けた取組の推進**を！
- ③ 全国自治宝くじの活用等、**財政支援**を！

○「京都国際マンガミュージアム」の「MANGA ナショナル・センター（仮称）」としての位置付け

現状

現在、「マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟」を中心に、マンガ・アニメ・ゲーム（MANGA）に関する「①資料の蓄積」、「②人財の育成や産業振興」、「③点在する関連施設の連携拠点としての国際的な情報発信と人の交流の促進」を目指す拠点「MANGA ナショナル・センター（仮称）」の整備が検討されている。

施設の立地については、センターのハブ（軸）としての機能を東京に、資料収蔵を主とする機能を地方に分散設置することが検討されている。

コンテンツ分野における京都の強み

- ① **京都国際マンガミュージアム**
出版社や国会図書館にも保存されていない希少なバックナンバー等、約30万点を収蔵。年間約30万人が来場。
- ② **特色あるコンテンツ企業**
映画撮影所、世界的なゲーム関連企業など、特色ある企業が存在。
- ③ **コンテンツ系の教育機関**
38の大学・短期大学が集積し、全学生に占める芸術系学部生の割合が全国平均の約2倍（京都市5.1% 全国2.7%）
（マンガ・アニメ＝京都精華大学等、ゲーム＝立命館大学等）
- ④ **官民一体となった取組例**
京都国際マンガ・アニメフェア、KYOTO CMEX（京都シーメックス）等

要望

「京都国際マンガミュージアム」についても、センターのハブとしての位置付けを！

効果

東京だけでなく、文化首都・京都からも MANGA を世界に発信し、MANGA 文化で日本全体を元気に。

7 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の 保全及び継承を推進するための税制上の支援等

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承は、文化や地域の振興、また、観光振興の観点から全国的に重要な課題となっています。

*本市の京町家については毎年約1.7%減失。21年度47,735軒⇒28年度40,164軒
本市では、平成12年に京町家再生プランを策定して以降、改修助成、相談体制の構築、保全・継承の担い手の育成のほか、建築基準法適用除外のための条例を全国に先駆けて制定しています。これらに加え、平成29年11月に取り壊しに関する事前届出の義務化を含む新たな条例を制定し、京町家の所有者の負担軽減のための支援策や事業者・市民団体等と連携した保全・継承を推進しております。

京町家をはじめとする歴史的建築物の減失の歯止めを実効あるものとするためには、これらに加え、国の制度改善が必要であるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る、相続税の軽減措置の拡充等
- (2) 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善及び防火仕様の告示化等

（文化庁，国土交通省）

現状・課題

- 本市では、**京都の貴重な財産、日本・世界の宝である京町家**の保全・継承を推進するための施策に取り組んできたが、今もなお、**毎年約1.7%（年間約800軒）の割合で滅失が進行**。歴史的建築物の保全継承は、文化や地域の振興、また、観光振興の観点から**全国的に重要な課題**。
- 滅失の要因の一つに相続税納税のための資産売却が挙げられる。また、現在の建築基準法の制度の一部は、京町家の円滑な増改築等を進めるうえで制約になっている。
- 本市では、京町家の所有者、使用者、市民、事業者、地域、行政が、危機感・使命感を共有し、相互連携して取り組むべく、**景観の形成又は文化の継承に重要な京町家の指定**や京町家の取り壊しに関する事前届出の義務化を含む**新たな条例を制定**。さらに所有者の維持修繕等の**経済的負担に対する新たな助成制度も創設**。

要望

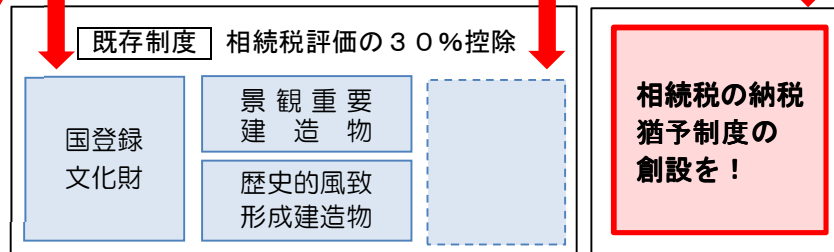
京町家等の歴史的建築物の滅失に歯止めをかけ、保全・継承していくための、税制上の支援や建築基準法の制度充実が必要！

(1) 相続税の軽減措置、納税猶予

景観の形成や生活文化の継承に重要な地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）

平成30年の文化財保護法の改正で新たに設けられた国登録有形文化財の提案制度において、今後、文部科学省令で定める「提案に必要な書類」については、その作成に係る事務負担を必要最小限に！

相続税評価30%
控除の対象に！



(2) 建築基準法の制度充実

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の増改築等を円滑に進め、保全及び継承を推進するために以下の内容を求める。

- ☆ 水廻りなどの小規模な増改築等の際に課題となる遡及適用の規制緩和
- ☆ 開口部や土壁等について、実験等により防火性能が確認された仕様についての告示化
- ☆ 伝統的構法に適した構造設計法の制度充実

効果

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承は、文化芸術基本法に基づく「生活文化の振興」及び観光立国推進基本法に基づく「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に寄与！



8 国立京都国際会館における多目的ホールの、 5,000人規模への拡張整備の早期実現

開館50周年を経た国立京都国際会館において、5,000人規模の整備を目指す多目的ホールが、まずは2,500人規模で10月にオープンいたしました。これまでの国の大きな御理解・御英断に大変感謝申し上げます。

さらに、今後の、一刻も早い5,000人規模への拡張整備が、日本の文化振興・文化交流・世界への発信に、より一層大きな役割を果たすと期待されることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への
拡張整備の早期実現

(財務省，国土交通省)

現 状 ◆国内外の主要な国際会議場の状況

国名	会議場名等	メイン会議場 等収容人数	メイン展示場 等面積
日本	国立京都国際会館	1,840 名	3,000 m ²
日本	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 名	9,100 m ²
日本	国立横浜会議場(パシフィコ横浜)	5,000 名	20,000 m ²
日本	東京国際フォーラム	5,000 名	5,000 m ²
韓国	コエックス会議・展示センター(ソウル)	7,000 名	10,000 m ²
中国	香港会議・展示センター	8,000 名	20,000 m ²
シンガポール	シンガポール国際会議・展示場	12,000 名	12,000 m ²
オーストラリア	メルボルン国際会議場	5,500 名	30,000 m ²

5千名が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールが世界のスタンダード

国立京都国際会館 多目的ホールの概要

- 会議, イベント, 展示等, 幅広い利用が可能なホールとして, 平成30年10月にオープン。
- 面積2,000 m², 最大2,500名収容
- ホールの顔となるロビーや控室の「内装」や「調度品」に, 京都の伝統産業や伝統工芸品等をいかした「京都らしい設え」を施し, 開催地を印象づける京都ならではの空間を演出。



課 題 ◆国立京都国際会館のスペース不足により, 開催が見送られた国際会議の事例

年度	国際会議名	要請スペース	開催地
26	世界心臓学会	5,000人規模の会議スペース, 10,000 m ² の展示場	オーストラリア
32	インプラント国際シンポジウム(仮)	4,000人規模の会議スペース	シンガポール
33	国際腎臓学会	4,000人規模の会議スペース, 9,000 m ² 展示会場	オーストラリア

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い, 更なる国際会議の受入れの増加が見込まれる中, 2,500人規模ではスペース不足により開催が見送られる国際会議が今後更に増えていく見込み

[日本・京都市における国際会議の開催件数]

年	日本	京都市
27	2,847 件	218 件
28	3,121 件 (+9.6%)	278 件 (+27.5%)

<日本政府観光局による統計結果に基づく>

開催件数はいずれも過去最高を更新

5,000人規模の多目的ホールを整備することによる効果



国立の国際会議場としての責務と機能を十分に果たすため, 地元が行う「京都らしい設え」という付加価値を有する国内唯一の施設を最大限にいかし, 日本文化の神髄ともいべき京都において, 国際会議を更に多く開催することにより, 日本文化を一層世界に発信することが可能に!



国際貢献の機会を増やし, 国際社会における日本の国力向上に大きく寄与することができる!

9 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、交通利便性の高い市街地に所在する国有地の活用の検討

施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただけるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、
京都刑務所（山科区，敷地10万7千 m^2 ，地下鉄柳辻駅徒歩5分），
京都拘置所（伏見区，敷地2万7千 m^2 ，近鉄上烏羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分），
京都運輸支局（伏見区，敷地2万 m^2 ，近鉄上烏羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
など，交通利便性の高い市街地に所在する国有地の有効活用の検討

（法務省，国土交通省）

国有地の活用の検討

京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）

- ① 施設の移転当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、更に山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
- ② 地下鉄東西線（平成9年）、京都高速道路（平成23年）の開通により、交通利便性が格段に向上。
※地下鉄柳辻駅徒歩5分



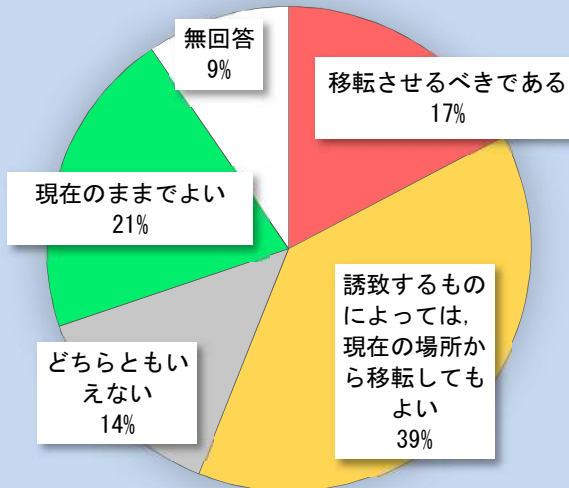
京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から50年以上が経過）

- ① 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。
- ② 地下鉄烏丸線の延伸（昭和63年）、京都高速道路の開通（平成23年）により、交通利便性が格段に向上。
※近鉄上鳥羽口駅徒歩5分、地下鉄くいな橋駅徒歩5分



山科区民の声

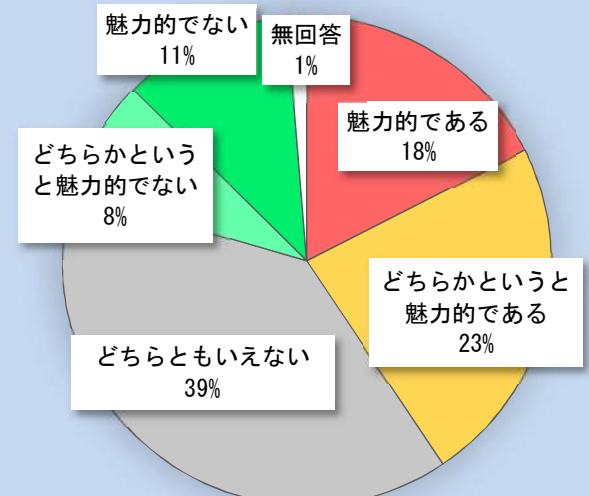
「あなたは、山科区に京都刑務所があることについて、どう思いますか」という設問に対して、「移転させるべきである」又は「誘致するものによっては、現在の場所から移転してもよい」との回答が約6割あり、「現在のままでよい」と答えた人（2割）を大きく上回った。



<「第2期山科区基本計画」等に関する区民アンケート>

施設周辺事業者の声

「京都拘置所及び京都運輸支局が移転した場合、跡地について、産業用地としてどう評価されますか」という設問に対して、「魅力的である」又は「どちらかというとも魅力的である」と回答した企業は約4割であり、「魅力的でない」又は「どちらかというとも魅力的でない」と回答した企業（約2割）を大きく上回った。



<京都拘置所敷地及び京都運輸支局敷地に係るアンケート調査>

将来の京都・近畿の発展，我が国の地方創生を推進するため、これらの国有地の施設移転をはじめとした有効活用の検討を！

10 地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」(拡充型)の本市全域への優遇対象拡大

「地方拠点強化税制」については、国の御英断により、改正地域再生法において「移転型」の対象地域が見直され、本市の既成都市区域も支援対象に追加されております。しかしながら、「拡充型」については引き続き支援対象外となっています。

本制度の対象区域は、約60年前となる近畿圏整備法制定当時の国勢調査(昭和35年)を基に設定されており、現在の都市の実態は未反映であることから、地域の活力の維持・向上のため、現在の実態を反映した区域設定の見直しを行い、本市全域を優遇対象地域とすることを求めます。

提案・要望事項

地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」(拡充型)の本市全域への優遇対象拡大

(内閣官房, 内閣府, 経済産業省)

現状・課題

- ① 「地方拠点強化税制」については、これまで税優遇の対象外であった三大都市圏の既成都市区域が、新たに「移転型」の税優遇対象に。
- ② 一方、「拡充型」については、引き続き本市の市街地のほぼ全域を含む三大都市圏の既成都市区域が対象外となっている。
- ③ 税優遇対象外の地域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されており、**現在の都市の実態は未反映**
- ④ 優遇対象外の区域内には、まとまった敷地を有する企業（㈱島津製作所、三菱自動車工業㈱、ローム㈱等）が立地しており、研究所等の新築や建替の需要が期待されるが、地域再生法の施行以降に市外へ転出した事例が見受けられる。今後も、本市が税優遇の対象外であるため、企業の減少傾向に歯止めがかからないおそれがある。

（参考）政令指定都市の人口

京都市の現状

○各都市総人口（出展：国勢調査）

昭和35年（1960年）

順位	都市名	総人口（人）
1	大阪市	3,011,563
2	名古屋市	1,697,093
3	横浜市	1,375,710
4	京都市	1,295,012
5	神戸市	1,113,977
6	北九州市	986,401
7	福岡市	682,365
8	川崎市	632,975
9	札幌市	615,628
10	広島市	590,972

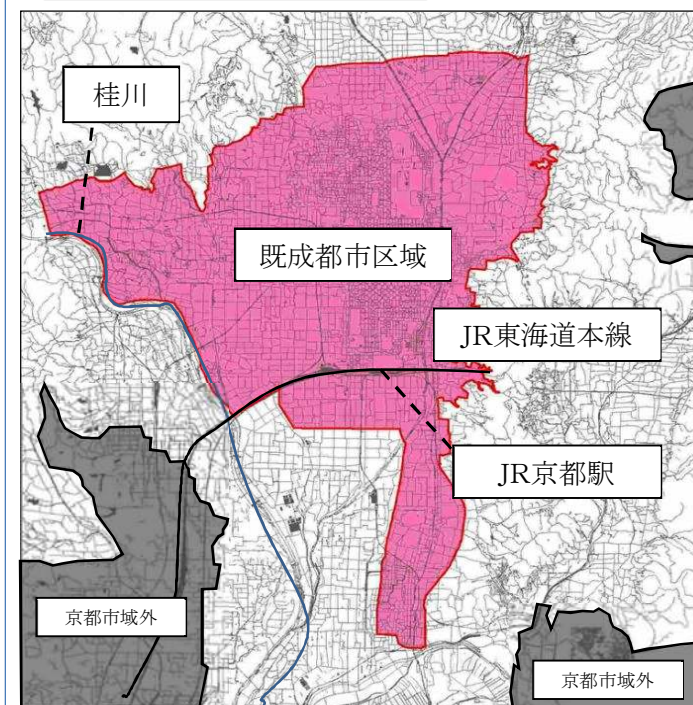
昭和60年（1985年）

順位	都市名	総人口（人）
1	横浜市	2,992,926
2	大阪市	2,636,249
3	名古屋市	2,116,381
4	札幌市	1,542,979
5	京都市	1,479,218
6	神戸市	1,410,834
7	福岡市	1,160,440
8	川崎市	1,088,624
9	北九州市	1,056,402
10	広島市	1,044,118

平成27年（2015年）

順位	都市名	総人口（人）
1	横浜市	3,724,844
2	大阪市	2,691,185
3	名古屋市	2,295,638
4	札幌市	1,952,356
5	福岡市	1,538,681
6	神戸市	1,537,272
7	川崎市	1,475,213
8	京都市	1,475,183
9	さいたま市	1,263,979
10	広島市	1,194,034

京都市の既成都市区域図



京都市の市街地のほとんどが既成都市区域となっており、**地方拠点強化税制（拡充型）の税優遇を受けることができない**

要望

拡充型についても京都市全域が税優遇対象となるよう、最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直しが必要

1 1 安心安全なまちづくりのための社会資本整備

多発・甚大化する自然災害によって道路や上下水道等が機能不全に陥らないよう、防災・減災対策を推進する必要がある。また、道路の渋滞緩和や鉄道施設の機能維持・向上、歴史的な町並み保全などに資する社会資本整備が必要不可欠であることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) **社会資本整備総合交付金等の十分な財源確保・配分**
- (2) **低コスト手法の早期普及等による無電柱化の着実かつ迅速な推進**
- (3) **老朽化した水道・下水道施設の更新や耐震化等に対する財政支援の拡充**
- (4) **鉄道施設の改修・更新事業に対する支援など地下鉄事業に対する財政支援の拡充**

(総務省，文化庁，厚生労働省，国土交通省)

(1) 社会資本整備総合交付金等の十分な財源確保・配分

本市では、安心安全で快適なまちづくりや未来の京都への先行投資による成長戦略を推進する様々な事業に、「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」等を活用

しかし、交付金の内示額は、必要額を約54億円（内示率67.5%）下回っているため、安心安全の確保など市民生活に必要な不可欠な事業を進めることができない

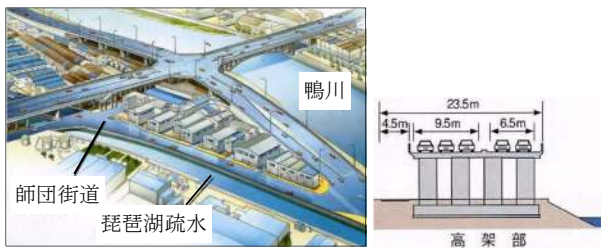
社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内示状況

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設、改築、のり面对策、橋りょう健全化対策、舗装修繕、無電柱化、自転車走行環境整備など）	4,540	2,793	1,747	61.5
都市再生整備計画事業	269	258	11	96.0
公園	487	316	171	64.9
河川	270	230	40	85.2
区画整理事業	549	389	160	70.9
住宅・建築物	4,322	3,402	920	78.7
古都保全・風致美観	279	238	41	85.3
下水道	5,917	3,600	2,317	60.8
合計	16,633	11,226	5,407	67.5

（平成30年度、単位：百万円、%）

<道路新設>

安心安全の確保やまちの持続的な成長を支える、道路整備事業を進めている。災害時の通行確保や渋滞の緩和を図る鴨川東岸線では、計画的な工事の進捗が図れず、事業の進捗が遅れが生じた。



鴨川東岸線(第二工区)整備

<道路改築・のり面对策>

緊急輸送道路上の道路改築（バイパス整備）や山間部における離合困難箇所の改善等を進めている。緊急輸送道路上の道路改築やのり面对策は交付金重点配分の対象ではないため、事業の進捗が遅れている。



改良が必要な山間部の道路

<公園整備の推進>

観光の拠点や市民スポーツ活動の受け皿となる公園、市民の憩いの場である街区公園などの整備を実施している。必要な事業量に対して交付金の配分が不足しており、予算の平準化などの対応をしているが、事業の進捗が遅れている。



円山公園再整備



横大路運動公園再整備

要望

国の財源（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、文化庁補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業））の十分な確保と配分が不可欠！

(2) 低コスト手法の早期普及等による無電柱化の着実かつ迅速な推進

現状

本市では、幹線道路を中心に約 61 km の整備を行ってきたが、平成 21 年度以降、重点的に整備する路線の計画延長約 18 km に対して、進捗は約 6 km にとどまり、景観系路線、緊急輸送道路や沿道建築物の耐震診断が義務化された道路といった幹線系路線とも、低コスト化が十分には進んでいないこと等から、無電柱化の事業進捗が遅れている。

京都市における無電柱化の進捗状況

(平成 30 年 3 月末現在)

管理者	京都市			国土交通省(直轄国道)			計 (km)
	景観系	幹線系	小計	景観系	幹線系	小計	
管路延長 (道路延長)	10.3 (9.2)	51.0 (33.3)	61.3 (42.5)	- (-)	42.8 (21.4)	42.8 (21.4)	104.1 (63.9)

課題

平成 30 年 4 月、国において「無電柱化推進計画」が策定され、平成 32 年度までに全国で 1,400 km の無電柱化を行うとの高い目標が掲げられた。これを受け本市においても、現在、長期的な整備方針である「今後の無電柱化の進め方」の策定を進めているところ。今後、同方針に基づき、無電柱化を一層推進していく必要があるが、

- ・ 交付金の配分が不足し、十分な事業進捗が図れていない。
- ・ 景観に配慮すべき地区では、道幅が狭く、施工性が劣るため、幹線道路に比べて無電柱化にかかる整備費が高い。
- ・ 低コスト手法の 1 つである小型ボックスが普及しておらず、特注品で割高となっている。
- ・ 整備費が最も安価となる直接埋設方式は、実用化に至っていない。

本市の無電柱化の推進に向けた基本方針
「今後の無電柱化の進め方(素案)」

- ① 選択と集中による効果的な整備の実施
- ② 多様な整備手法の活用によるコスト縮減
- ③ 市民・事業者との協働による整備の推進

通信ケーブルの品質に影響がないことを確認！

小型ボックスの埋設状況(先斗町通)



直接埋設社会実験(東一条通)

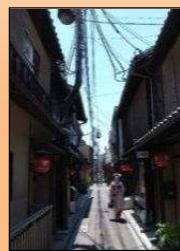


要望

- ① 国における十分な財源確保・配分
- ② 施工条件が厳しい景観地区等において事業促進を図るための補助率引上げなど補助制度の拡充
- ③ 道路事業と併せて、電線管理者が行う単独地中化を進める「官民連携無電柱化支援事業」(平成 30 年度から実施)の普及促進
- ④ 低コスト手法を更に普及、促進させるための「低コスト手法導入の手引き」の早期充実
- ⑤ 直接埋設方式の実用化に向けた技術基準や費用負担区分等に係る規定の策定
- ⑥ 直轄国道における無電柱化事業の推進 が必要！

効果

- ・ 歴史的な町並みの保全
- ・ 都市災害の防止
- ・ 低コスト手法の普及拡大
- ・ 安全性・快適性の確保



先斗町通イメージ

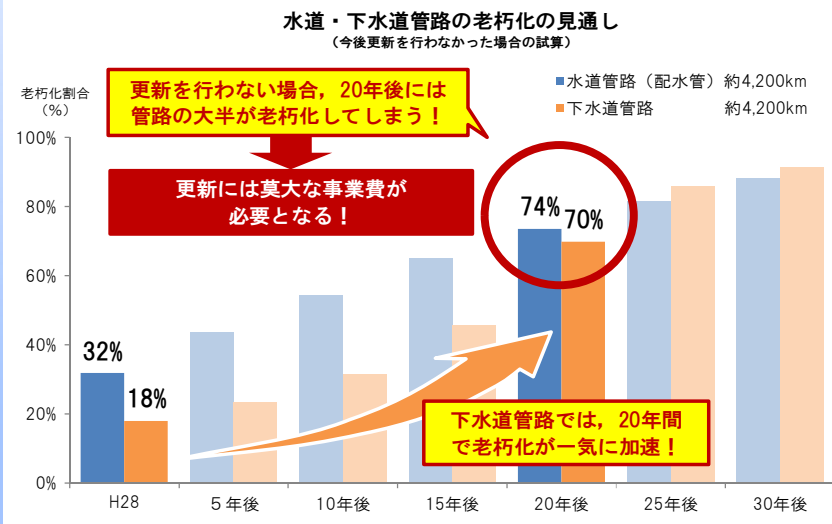


三条通イメージ(河原町通〜三条大橋)

(3) 老朽化した水道・下水道施設の更新や耐震化等に対する財政支援の拡充

現状・課題

- 老朽化した水道・下水道施設の増大による大規模更新の時期が到来
- 地震や台風等の自然災害に強い水道・下水道の構築が急務



老朽化した水道・下水道施設の計画的な改築更新が必要！
(改築更新には莫大な事業費が必要であり、国の財政支援が不可欠)
→ しかし、財政審において、汚水事業に係る改築費用については、原則、使用料で賄うべきとの観点から、国庫補助を引き下げる趣旨の議論がなされている。

要望

- ① 下水道事業における現行の国庫補助制度の堅持・拡充
- ② 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する国の財政支援制度における採択基準の拡充及び補助率の引上げ
- ③ 非常用電源設備の設置をはじめとした旧簡易水道施設整備に対する国庫補助制度の拡充等
- ④ 高金利建設企業債の借換え制度の創設 (金利3%以上の借換え実施) 実現すれば、利子負担が約17億円軽減！

(4) 鉄道施設の改修・更新事業に対する支援など地下鉄事業に対する財政支援の拡充

地下鉄の果たす役割

年間5千万人を超える観光客。1日当たりのお客様数は約38万7千人、市内鉄道輸送の約56%を担う交通の大動脈。



まちづくりに不可欠な都市装置であり、将来にわたって維持していくことが必要！

経営健全化団体脱却後も厳しい経営状況

東西線の建設がバブル期と重なったこと等から建設費が高騰 (要した建設費は全線で総額約8,500億円)

財政状況 (29年度決算)

- ・借入金残高 **3,629億円**
- ・累積資金不足額 **309億円**

公営地下鉄事業者で最大！

大きな財政負担

次期経営ビジョンの期間中 (H31~40) には、車両や設備の更新時期到来等により**700億円超の所要経費を見込む** (経営健全化期間中の所要経費は420億円超) この他、烏丸線全駅に可動式ホーム柵を設置する場合、更に100億円規模の事業費が必要

→ 健全化団体脱却後は、一般会計からの経営健全化対策出資金の繰入れもなく、今後、累積資金不足が**309億円**から増加し、引き続き、厳しい経営状況！

要望

- ① 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- ② 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
- ③ 車両案内表示の多言語化 (4箇国語化) を加速するために必要な補助金の確保と要件緩和
- ④ 高金利建設企業債の借換え制度の創設 (金利3%以上の借換え実施) 実現すれば、利子負担が約20億円軽減！

1 2 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

渋滞の解消や災害時におけるリダンダンシーの確保等，将来の京都市の発展にとって真に必要な広域的な道路ネットワークの構築のため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 調査結果を踏まえた堀川通の機能強化（バイパス整備等），京都南ジャンクション（仮称）などの整備促進
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

（国土交通省）

調査結果を踏まえた堀川通の機能強化（バイパス整備等）、京都南ジャンクション（仮称）などの整備促進

現状・課題

国・府・市及び有識者で構成し、京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方を検討する「将来道路ネットワーク研究会」において、平成30年1月に「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見がまとめられた。

また、既存の高速道路網については、京都高速道路と名神高速道路が直接接続されておらず、大阪国際空港等へのアクセスにも課題があるなど、道路ネットワークとしての機能を十分に発揮していない。

要望

- ① 現在、国で実施中の調査の結果を踏まえた、堀川通の機能強化（バイパス整備等）
- ② 京都高速道路と名神高速道路を接続する京都南ジャンクション（仮称）の早期整備や事業中の国道9号京都西立体交差事業の着実な推進

効果

- ・ 中心部をはじめ市内の交通渋滞の解消
- ・ 大阪国際空港等へのアクセスの向上など、利便性の向上
- ・ 災害時等の更なる安心・安全の確保



堀川通の交通渋滞状況

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

現状・課題

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国道1号及び9号等の市境周辺において、交通渋滞や大雨時・災害時に通行止めが発生しており、平成30年1月に「将来道路ネットワーク研究会」において、「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見がとりまとめられた。

周辺地域におけるまちづくりや広域ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位や費用負担の在り方など様々な検討すべき課題が存在している。

要望

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークについて、広域的な観点から、様々な課題への対応を含め、実現に向けた総合的な検討が必要！

効果

- ・ 市境周辺の渋滞の緩和
- ・ 円滑な物流の確保
- ・ 災害時におけるリダンダンシーの確保
- ・ 周辺都市とのネットワーク強化



国道1号の被災状況（平成25年台風18号）

1 3 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の大阪までの一日も早い整備と，関西国際空港への延伸の実現

日本の精神文化の拠点である京都を經由する北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は，東京一極集中の是正や人口減少社会の克服の観点からも極めて重要であることから，次のとおり求めます。

提案・要望事項

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の大阪までの一日も早い整備と，
関西国際空港への延伸の実現

（国土交通省）

北陸新幹線の大阪までの一日も早い整備

- 国土の調和ある発展を目指し、近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かないためにも、国土交通省が調査で想定している平成43年の着工時期にとらわれず、早期整備のための財源を確保することが必要。
- 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備については、沿線自治体に過度の負担が生じないように、コスト削減や地方負担分に対する十分な財源措置が必要。
- 京阪神における交通ネットワークを形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備に伴いJR西日本から経営分離されないための措置が必要。

関西国際空港への延伸

- 基本計画線である四国新幹線（大阪・大分間）の整備等も視野に入れ、新幹線を新大阪から関西国際空港まで延伸すれば、国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。

北陸新幹線の整備スケジュール

①金 沢 ⇄ 敦 賀 間 平成34年度末完成

課題

○8年間の空白期間

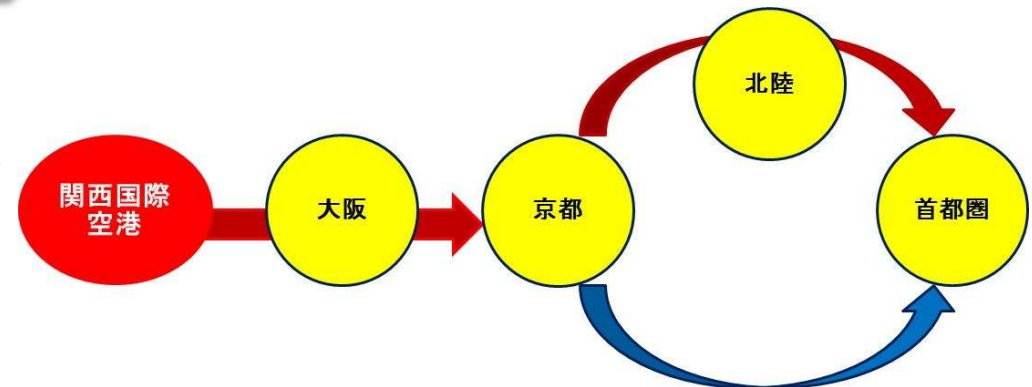
○北陸圏との人的、経済的交流が、近畿圏から首都圏へシフトし、東京一極集中が加速

②敦 賀 ⇄ 大 阪 間 平成43年着工
平成58年完成

※ 現在の国土交通省の想定スケジュール

<京都市域の進捗状況>

平成29年度から30年度にかけて、建設主体である「独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が、駅・ルート公表に向けた詳細調査（地質調査等）を実施。



1 4 リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業， 関西国際空港への延伸及び「京都駅ルート」の実現

我が国にとって最適なルートを比較検討していただくとともに，国家政策として整備を推進し，その効果が最大限に発揮されるよう，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業
- (2) 関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善及び
「京都駅ルート」の実現（首都圏～京都～関西国際空港を75分につなぐ）

（国土交通省）

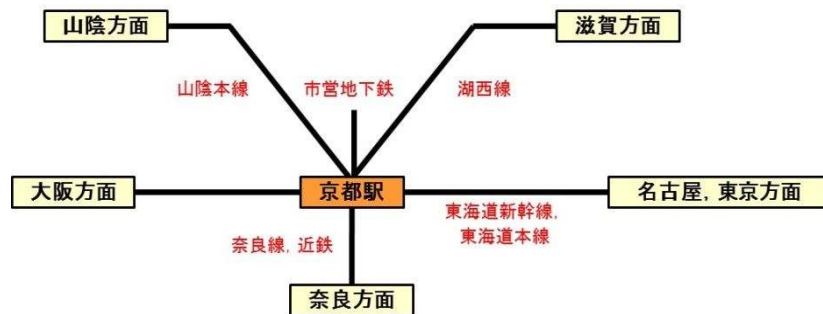
リニア中央新幹線の現行ルート

- 現行ルートは、昭和 48 年に超電導リニアの技術の導入を前提としない、東海道新幹線の老朽化や事故に備えた「第二東海道新幹線」として主要な経過地を決定。
- 全国新幹線鉄道整備法では、需要の動向や経済効果の調査結果に基づいてルートを決定すると明記されており、改めて、リニアを前提とした、ルートの検証が必要。

全国幹線旅客純流動調査(2010)を基に推計	京都駅ルート	現行ルート
首都圏からの乗客数予測	1,200 万人/年	300 万人/年
首都圏からの利用者による経済波及効果	810 億円/年	420 億円/年

京都駅ルートの適格性

京都駅は、既存の鉄道ネットワーク(東海道本線, 山陰本線, 湖西線, 近鉄, 市営地下鉄等)と結節しており, 広いエリアに整備効果(時間短縮)が波及し, 日本全体の発展に貢献。



東京・大阪間の早期開業

- 国土の調和ある発展を目指し, 近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かず, また, リニア中央新幹線の整備効果を最大限発揮するためには, 早期開業に向けた取組を推進することが必要。

関西国際空港への延伸

- 関西国際空港への延伸により, 国内唯一の完全 24 時間運用の国際空港と首都圏, 京都がつながることで, 我が国の産業, 学問, 文化, 観光の振興に寄与し, 「文化芸術立国・日本」, 「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。

「京都駅ルート」の実現

(首都圏～京都～関西国際空港を 75 分でつなぐ)

- 21 世紀の日本の発展にとって, ものづくり, 学術, 文化, 宗教, 観光振興などの要素がきわめて重要。
- 京都は, 現役の御所, 全国的企業, 宗教の本山, 家元の所在地であり, また, 文化庁の移転が正式決定している。政治経済の中心である東京と共に, これからも京都が日本の文化首都としての使命を果たすことは日本の未来のために重要。

15 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実、防災体制の強化、都市機能の充実など、財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対して十分な財政措置がされておられません。指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層けん引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- (2) ふるさと納税制度の更なる見直し

(総務省)

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、**地方交付税の必要額を確保すること**
- ② 必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すること**

京都市の財政事情

大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、**他都市にはない財政需要が発生している**。一方、社寺、大学、山林が多いなど、**京都のまちの特性により税基盤が非常に脆弱**なうえ、**交付税の削減により厳しい財政状況にある**。

職員数の削減など行財政改革を徹底しているが、財源不足が発生し、**禁じ手である減債基金の取崩しで対応している**。

※ **減債基金（ルール積立分）からの取崩しは累計117億円（29年度末）**

※ **財政調整基金残高は13億円（他政令市平均206億円）（29年度末）**

社会福祉と臨財債償還費を除く財政需要額が大きく減少

道路、河川、学校などの修繕をはじめ、**安心安全の推進に必要な需要額もしっかり確保すべき**

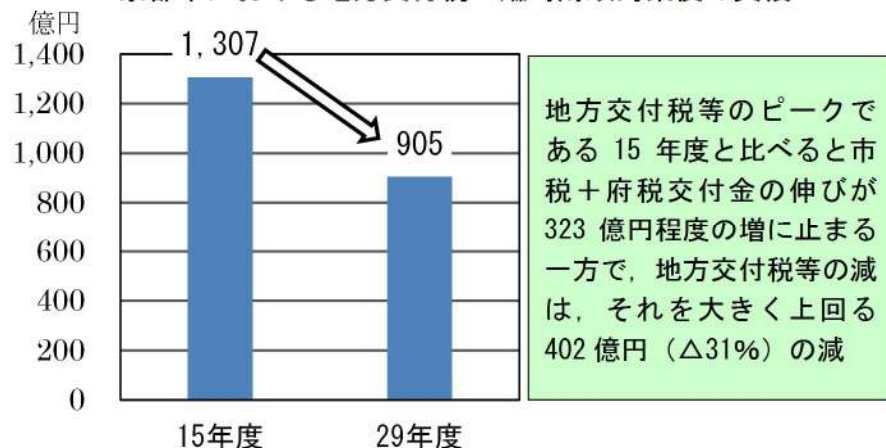
(単位：億円)

項目	15年度	30年度	増減額
基準財政需要額	3,139	2,931	△208
うち、社会福祉に係る財政需要	802	1,241	+439
うち、公債費	350	461	+111
(上記のうち臨時財政対策債の償還)	(3)	(206)	(+203)
上記以外のサービスに要する経費	1,987	1,229	△758

※ 基準財政需要額＝府費負担教職員給与費の移管の影響を除く

※ 社会福祉に係る財政需要＝生活保護費＋社会福祉費＋保健衛生費＋高齢者保健福祉費

京都市における地方交付税・臨時財政対策債の実績



地方交付税等のピークである15年度と比べると市税＋府税交付金の伸びが323億円程度の増に止まる一方で、地方交付税等の減は、それを大きく上回る402億円(△31%)の減

※29年度は府費負担教職員給与費の移管を除いている

配当割や株式譲渡所得割、地方消費税交付金は、景気の変動等により、年度途中に大きく変動

安定した財政運営を確保するために、法人市民税同様、景気の変動を受けやすいこれらの税目についても、精算制度及び減収補てん制度の対象税目とすべき

ふるさと納税制度の更なる見直し

現状・課題

- 返礼品競争と寄付金控除の拡充により、ふるさと納税が急拡大
- ⇒ 30年度の寄付金控除額約 30.2 億円
 - ・ 29年度の約 16.5 億円から 13.7 億円の増加！
 - ・ 教職員給与費の移管に伴う税源移譲の影響額 (7.3 億円) を除いても、29年度から 6.1 億円の増加！

本市の状況

(単位：億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度
寄付受入額	1.2	1.1	1.8	1.3
税控除額	0.5	1.6	10.0	16.5
差引	0.7	△ 0.5	△ 8.2	△ 15.2

30年度
30.2 億円

ふるさと納税制度の問題点

- ・ ふるさと納税は本来、ふるさとに対して自らの負担を伴って寄付し、その地域に奉仕するものであるが、返礼品により利益を得るために寄付を行うという姿は、制度本来の趣旨とかけ離れたものとなっている。
- ・ 住所地において享受する行政サービスの原資となるべき住民税が大きく減少し、財政運営に多大な影響を及ぼしている。

京都市の取組

返礼品競争にくみしないスタンスで、全国の皆様から共感・応援していただけるよう、寄付を募る事業に関する歴史など、情報発信を充実

◇秀吉が造った三条大橋・「駅伝発祥の地」三条大橋を後世に引き継ぎたい！

- ・ 池田屋騒動の時のものといわれる刀傷！
- ・ 日本初の駅伝のスタート地点！



◇駅伝の聖地 西京極総合運動公園を未来に引き継ぎたい！



- ・ 全国女子駅伝や全国高校駅伝の舞台！
- ・ オリンピック女子マラソンのメダリストもここから巣立った！

要望

総務大臣が表明された高額な返礼品で寄付を集める自治体を制度から除外する法改正に加え、制度本来の趣旨に基づいた運用となる取組を一層進めるべき。